

[調査の説明]

1 調査の目的

本調査は、中央労働委員会が労働争議の調整の参考資料とするため、個々の調査原票を利用することを主目的として昭和27年以降、隔年実施（今回調査で28回目）しているものであるが、参考までに産業別等に集計し、公表しているものである。

2 調査対象期間

平成17年6月末日現在における、退職金、年金及び定年制の事情を調査した。ただし、7月以降に6月以前に遡って賃金改定が行われた企業については、賃金改定後よる事情を調査した。

また、退職事由別退職者数及び一人平均退職金支給額については、平成16年度1カ年間（決算期間）の退職者を調査した。

3 調査対象企業

中央労働委員会が行う労働関係の調整の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定している。

- (1) 資本金 5億円以上
- (2) 労働者 1,000人以上

4 回答状況

調査対象企業数は373社（集計対象に係る企業は355社）で、回答のあった企業は240社（同228社）、回収率は64.3%（同64.2%）であった。

5 集計方法

- (1) 航空、病院、農協等一部の企業及び回答の遅れた企業を除く228社を集計した。
- (2) 産業分類は、労働関係の調整の必要から独自に区分したものであり、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (3) 集計結果のうち、平均として算出した数値は、原則として企業一単位とした単純平均である。ただし、「産業、退職事由別平均退職金額及び集計社数」（集計表第21表）及び「産業、勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額及び集計社数（男）」（同第22表）の「平均支給額」は、退職者数による加重平均である。
- (4) 第23表及び第24表において「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、全労働者の数値を「事務・技術労働者」として集計した。

6 主な用語の定義

(1) 調査対象労働者の範囲

臨時・日雇労働者、パートタイム労働者等を除く全労働者とするが、一部の企業については、組合員のみを対象とした回答が含まれている。

(2) 事務・技術労働者及び生産労働者の区分

- ① 「事務・技術労働者」とは、管理、事務及び技術労働者をいい、管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究等の部門に従事する常用労働者（単純作業に従事する者も含む。）をいう。
- ② 「生産労働者」とは、上記「事務・技術労働者」以外の常用労働者をいい、主として生産

物を生産する現場（補助部門を含む。）において生産業務、生産工程に関する記録業務及びこれら業務と密接に関連する技能的、肉体的業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」に含めている。

(3) 年齢

年齢は、調査時点現在の満年齢による。

(4) 退職一時金制度

「退職一時金制度」とは、会社都合、定年、自己都合、死亡等の事由で退職する労働者に対し、あらかじめ定められた規程等に基づき、企業又は退職金管理機関から一時金が支給される制度をいう。

なお、年金制度を有する企業で、年金受給資格所得前の退職者に対し、積み立てられた年金原資から支給される脱退一時金は、「退職一時金制度」には含まない。

(5) 退職年金制度

本調査において、「退職年金制度」とは次に掲げるものをいう。

- ① 「厚生年金基金制度」（調整年金制度）
- ② 「適格年金制度」
- ③ 「確定給付企業年金」
- ④ 「確定拠出年金（企業型）」（本調査では企業型年金を対象としている。）
- ⑤ 「非適格年金制度」（上記①～④以外の退職年金制度をいう。）

(6) モデル退職金

「モデル退職金」とは、学校を進学、卒業後直ちに入社し、その後、標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者の退職金をいう。

なお、退職年金については年金現価額であり、労働者の拠出に係る部分は除く。

(7) 定年制

「定年制」とは、労働者が一定年齢に達したとき雇用契約を解除することを、あらかじめ就業規則等に定めている制度をいう。

(8) 再雇用制度

「再雇用制度」とは、定年年齢に到達した労働者を一旦退職させ、あらためて雇用する制度をいう。

(9) 勤務延長制度

「勤務延長制度」とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を直ちに退職させることなく、引き続き雇用する制度をいう。

(10) 早期退職者優遇制度

「早期退職者優遇制度」とは、定年年齢より早い時期に退職する者に対し、退職金の支給額等を優遇することにより早期退職を奨励する制度をいう。

(11) 所定内賃金

「所定内賃金」とは、毎月きまって支給される賃金のうち、所定内労働時間の労働に対して支払われる賃金をいう。

なお、「実在者のモデル退職金」に関して使用する場合は、交替手当、通勤手当を除外したものをを用いている。